

藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託 事業者選考評価要領

1 選考の対象となる業者

選考は、次の各号を全て満たす業者を対象に行う。

- (1) 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託事業者選定審査委員会で承認を得た業者であること。
- (2) 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する期限内に、全必要書類を提出した参加者であること。
- (3) 募集要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングの参加者であること。
- (5) 指定した予算の範囲内で行われた提案であること。

2 評価方法

- (1) 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託事業者選定審査委員（以下「審査委員」という。）のプレゼンテーション審査及び書類審査（機能要件・事業実績）の評価点，見積金額の評価点で構成される総合計得点で競うものとする。この時、最高評価点の者から順に優先交渉権者とする。

なお、欠席者がいる場合の配点は、委員長、副委員長協議のうえ対応するものとする。

- (2) 提出書類については次のとおりとする。

- (ア) 参加意向申出書（様式1）
- (イ) 提案書（様式3）
- (ウ) 会社概要（様式4）
- (エ) 企画書（様式5）
- (オ) 見積書（様式6）
- (カ) 期間別費用内訳書（様式7）
- (キ) 機能要件一覧確認書（様式8）

- (3) 総合計得点に対する得点の内訳割合は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (ア) プレゼンテーション審査の評価点合計の割合 | 60% |
| (イ) 機能要件一覧の評価点合計の割合 | 20% |
| (ウ) 事業実績評価点の割合 | 10% |
| (エ) 見積金額評価点の割合 | 10% |

【計算式】

プレゼンテーション審査の評価点合計（総合計6,300点）
＋書類審査（機能要件確認書・事業実績）の評価点（総合計3,150点）＋見積金額評価点（総合計1,050点）

3 評価手順

- (1) 実施要領で求めるプロポーザル参加資格を有することの確認を行う。
- (2) 見積金額が導入にかかる予算の上限額（以下「予算額」という。）以内であるかを確認し、見積金額が予算額を超えている場合は失格とする。
- (3) 選考委員は提出書類の記載内容を確認する。

※提案書提出者が4者以上の場合は、書類審査（機能要件一覧確認書・事業実績）及び見積金額評価により、評価点上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとし、それ以外の提出者のプレゼンテーションの実施は認めない。

- (4) 提出書類に基づき、プロポーザル参加者によるプレゼンテーションを開催し、ヒアリングを行う。
- (5) 各選考委員はプレゼンテーション実施後、提案項目に対しての評価を行う。

次の計算に基づき提案書の評価点を算出する。

【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{各選考委員の評価点（持ち点 900 点）} \times 7 \text{ 名} \\ & = \text{選考委員の評価点合計} \end{aligned}$$

- (6) 提出された見積金額（5年間の合計）を「提案見積金額」とし、提案者の中でもっとも安価な提案見積金額を「提案者中最低見積金額」とする。次の計算に基づき見積金額の評価点を算出する。
なお、計算された評価点に端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

【計算式】

$$\begin{aligned} & \text{提案者中最低見積金額} \div \text{提案見積金額} \times 1,050 \text{ 点} \\ & = \text{見積り金額の評価点} \end{aligned}$$

- (7) (6) で算出した点数に、事業実績及び機能要件確認書の合計点を加える。
- (8) 総合計得点を算出する。
- (9) 最高評価点となった提案者を優先交渉権者として選考する。
- (10) 最高評価点と同点の場合、見積金額が安価な者から順に優先交渉権者とする。
- (11) 交渉により導入が見送られた場合は次点者との交渉により導入システムを決定する。

4 評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。

（詳細は選考評価基準書のとおりとする。選考評価基準書の配点は非公開とする。）

- (1) 給食予約システムに対する理解度
- (2) 給食費の管理に関すること
- (3) 献立管理に関すること
- (4) 給食の予約及び管理に関すること・

- (5) 卒業生対応・年度更新に関する事
- (6) 予約システムの管理機能及びデータ出力に関する事
- (7) セキュリティ・サポート体制に関する事
- (8) その他

5 評価項目の評価点

評価項目に対する評価点は次のとおり設定する。

- (1) 事業実績の評価については、他自治体での給食予約システムの導入件数により評価を行う。
- (2) 機能要件一覧確認書の評価については、予約システムの機能要件に関する質問事項に対し、提案者に「1.パッケージ機能で対応可」、「2.代替案による対応」、「3.カスタマイズで実現可能」、「4.対応不可」もしくは「1.対応可能」、「2.代替案による対応」「3.対応不可」で回答してもらい、評価をする。
- (3) 他の項目の評価については A ランクから D ランクまでの 4 段階評価とする。

なお、計算された評価点に端数を生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

評点の計算については次の表のとおりとする。

【計算式】	
各評価項目の配点	× 評価係数 = 評価点

なお、評価係数については次の表のとおりとする。

【評価項目の目安】		【評価係数】
A ランク	優れている等	= 1 . 0
B ランク	やや優れている等	= 0 . 7
C ランク	あまり優れていない等	= 0 . 3
D ランク	優れていない等	= 0 . 0

以 上